

話すことで、つらい気持ちも溶けていく

相談センターを訪れたA子さんは相談員に、今まで夫から受けた暴力のことや、それに対して自分がどう思ったかなどを話すことで気持ちが楽になってきました。相談員からはDVは人権の侵害であることやDV防止法があること、精神的な暴力もDVにあたることを聞いて、ガマンすることをやめようと思うようになりました。

たとえば、夫であっても暴力は犯罪になるんですよ。



●DV防止法とは

家庭は温かくて安全な場所、というのが多くの人のもつイメージですが、家族からの暴力や虐待に苦しんでいる人もいます。家庭の中のことは外からは見えにくいので、被害が表にあらわれないことも多かったのです。配偶者からの暴力は強者から弱者という構図があり、多くは女性への暴力です。その背景には女性を対等な人間として尊重せず、社会的に自分より下にあるとみなす意識が根底にあります。

しかし、これまで「夫婦げんか」の一つなどと軽視されがちだった配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなるDVに悩む被害者を救うために平成13年4月に【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】(DV防止法)が成立しました。

自分があきらめなければ、道は開けるのね。



●DV防止法が改正されました

DV防止法の成立により配偶者からの暴力は「犯罪」と認定され、警察や配偶者暴力相談支援センターへの相談や保護の申請、裁判所への保護命令の申し立て等ができるようになりました。しかし、この法律では保護対象が「配偶者」に限定されていたり、暴力の定義に「精神的な暴力」が含まれていないなど、被害者を守るのに不十分な点が指摘されてきました。このような点をふまえ、被害者の保護と支援をより拡大するために、改正法が成立し、平成16年12月に施行されました。

束縛は愛ではなく、支配だった。



友人と会ったり、子どもを連れて出かけるといった日常生活ですら、夫の了承を得ないといけないA子さんは、夫に罵声を浴びせられるうちに自分に自信が持たなくなって、対人関係を作っていく力や、自尊心も失われつつありました。

「行動をチェックするのは愛されているから」と考えたこともありましたが、それは愛ではなく、妻を管理して支配下におこうとする夫のごう慢さだった…。

あなたや、あなたのまわりで「何かおかしいな」と感じたら、まずは相談してください。DVは個人や家族だけの問題ではなく、社会的な問題なのです。

DV防止法の主な改正点

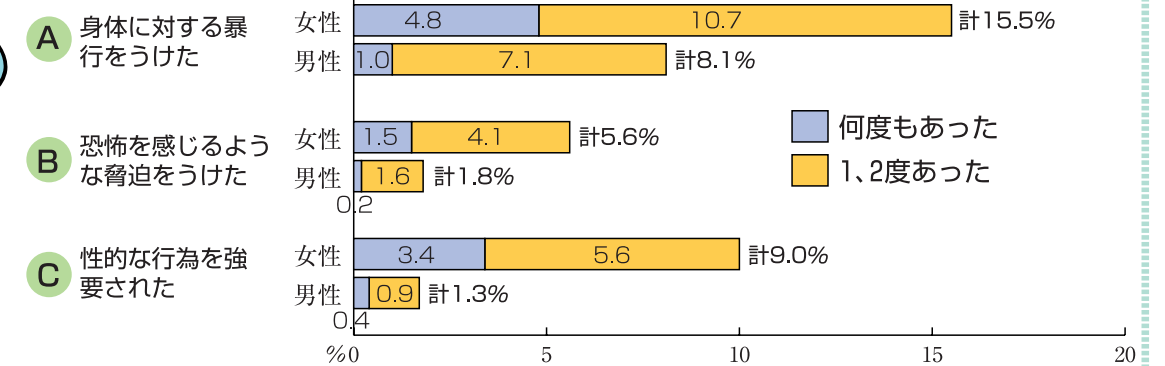
【改正のポイント】	【改正後】	【改正前】
暴力の定義を拡大	「精神的暴力」・「性的暴力」も『配偶者からの暴力』として定義(保護命令の対象は身体的暴力のみです)	「身体に対する暴力」のみ
保護命令制度の拡充	①離婚した元配偶者も対象 ②被害者につきまったり、被害者の住居や勤務先等の付近はいかいを禁止する接近禁止命令の対象が「被害者と同居する未成年の子ども」にも拡大 ③被害者の住居からの退去命令の期間が2ヵ月に拡大 再度の申立ても可能	①「配偶者」または事実上の婚姻関係にある「事実婚」のパートナーのみ ②「配偶者」のみ ③2週間
被害者の自立支援の明確化	被害者が自立して生活することを促進するための援助に係る配偶者暴力相談支援センターの業務について明確化を図り、適切な実施が図られる ①就業の促進(職業紹介、職業訓練等)に関する情報提供 ②住宅の確保(公営住宅等)に関する情報提供 ③援護(生活保護、児童扶養手当の支給等)に関する情報提供等	自立生活促進のための情報提供、その他の援助

総務省の省令等改正により、市町村は被害者の移転先が知られるのを避けるため、加害者から住民基本台帳の閲覧、住民票写しの交付、戸籍の付票の写しの交付の請求があっても拒否できるようになりました。

こんなに多くの女性がDVの被害を受けているのね。



これまでの配偶者等からの被害経験



※データ 配偶者等からの被害経験 (2003年 内閣府男女共同参画局「配偶者等からの暴力に関する調査」)